



【学校教育目標】

豊かな体験をとおり、自ら学び考え行動する 心身ともにたくましい子どもの育成 ○ やさしく ○ さとく ○ たくましく

「いじめ防止対策推進法」
「いじめの防止等のための基本的な方針」
「栃木県いじめ防止基本方針」
「那須烏山市いじめ防止基本方針」

【いじめ問題に対する学校目標】

いじめを絶対に許さない、見過ごさない学校をつくります。

【地域・PTA との連携】

PTA 役員
学年 PTA
学校運営協議会委員
主任児童委員
民生児童委員等

【いじめ防止連絡協議会】〔定期開催〕

〔目的〕 「いじめ防止基本方針」をはじめとした、いじめ問題への取組が計画的に進んでいるかどうかの調査・評価等を行い、学校の取組が実効あるものとなるよう改善・見直しを図る。
〔委員〕 校長、教頭、教務主任、学級担任、児童指導主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭（教育相談係） 人権教育主任、学習指導主任、スクールカウンセラー、学校運営協議会委員、PTA 代表等

【学校いじめ対策委員会】〔随時開催〕

〔目的〕 学校におけるいじめの未然防止・早期発見・対処等、組織的な対応を行うため中核となる組織とし、いじめの把握、調査、指導方針の決定、対応等を行う。
〔委員〕 校長、教頭、教務主任、関係する学級担任、児童指導主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭（教育相談係）、スクールカウンセラー等

【関係機関との連携】

那須烏山市教育委員会
那須烏山市こども課
那須烏山警察署
県北児童相談所
塩谷南那須教育事務所

【発達指示的児童指導】

- 「いじめ」はどの学校でもどのクラスでも起こり得るという認識のもと、好ましい人間関係を築き、居心地の良い学級・学校を作ります。
- 児童一人一人が、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「集団づくり」や「授業づくり」への取組を充実させるなど、いじめのない学校づくりに向けた指導の充実を図ります。
 - 児童一人一人が活躍の場を見つけ、生き生きと自己表現できるよう、個々の学びを保証する分かりやすい授業の展開に努めます。
 - 児童一人一人が、多様性を認め、人権侵害やいじめをしない人に育つよう、あらゆる教育活動を通して、人権意識の高揚を図ります。

【未然防止教育】

- 「いじめ」は許さない、という強い気持ちを持ち、主体的にいじめを防止できる児童の育成に努めます。
- 児童一人一人に対して、道徳や学級活動、学校行事等を通して「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成し、いじめに発展するかもしれない日常のトラブルの解決が図れるよう、計画的な指導を実践します。
 - インターネットのもつ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導します。
 - 保護者や地域と連携し、保護者・地域に対し「学校いじめ防止基本方針」を周知するとともに、学級懇談会等で、いじめ問題について保護者とともに学ぶ機会を設定します。

【早期発見対応】

- いじめを早期発見することが、早期解決につながるという認識のもと、児童へのアンケート、児童との教育相談、職員間での情報交換・情報共有などにより情報を収集します。
- いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われるということを、教職員一人一人が強く認識します。
 - 児童の声に耳を傾け、児童の行動を注視し、児童の些細な変化を見逃さないようにします。
 - いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して一部の教職員が抱え込むことなく組織的に対応します。

【困難課題対応】

- 問題を軽視することなく、解決のために適切な対応を行うという認識のもと、被害児童や保護者のへの支援と同時に、加害児童の支援について考えます。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、組織的かつ継続的に支援・対応します。
 - 被害児童を全力で守る決意のもと、解決に向けた支援方法を共に考え、支援します。保護者に対しては、支援について確認と共通理解を図り、家庭での協力を依頼します。
 - 加害児童については、いじめの背景や要因の理解にも努めつつ、いじめによる被害児童の苦しみや心の痛みについて気付かせます。保護者に対しては事実や経過について説明し、保護者の心情に配慮しながら解決に向けた方法を一緒に考えます。
 - 学校組織として説明責任を果たしつつ、学校と保護者がしていじめの解決に向け取り組めるようにします。
 - 解決した後も、被害児童、加害児童の双方を継続的に指導・援助し、集団の中で望ましい人間関係づくりに努めます。